



しんくみ東海北陸健康保険組合便り

連絡先：〒453-0015
愛知県名古屋市中村区椿町 3-21
電話：052-451-0291 FAX：052-453-3770



令和5年度最低賃金額 全国平均で初の1,000円 超え

◆目安はAランク41円、B
ランク40円、Cランク39
円

7月28日、中央最低賃金
審議会で令和5年度の地域
別最低賃金額改定の目安の
答申が取りまとめられ、A
ランク41円、Bランク40
円、Cランク39円に決定し
ました。引上げ額はこれまで
で最も大きく、全国平均
で時給1,002円と、初めて
1,000円を超えました。

これを受けて全国の地方
最低賃金審議会で議論が始
まり、8月7日には東京都
では41円引き上げて1,113
円、また秋田県では過去最
高の上げ幅となる44円引き
上げて897円とするよう答
申した、と報じられていま
す。

◆引上げ額の目安が4.3%を
基準として検討された理由

政府の方針や賃金、通常
の事業の賃金支払能力、労
働者の生計費を総合的に勘
案して4.3%が基準とされま
したが、目安の議論を行っ

てきた公益委員見解では、
消費者物価の上昇が続いて
いることや、昨年10月から
今年6月までの消費者物
価指数の対前年同期比は
4.3%と、昨年度の全国加重
平均の最低賃金の引上げ率
(3.3%)を上回る高い伸び
率であったこともあり、特
に労働者の生計費を重視し
た目安額としたとされてい
ます。また、この目安額が
中小企業・小規模事業者の
賃金支払能力の点で厳しい
ものであると言わざるを得
ない、ともしています。

◆厚生労働大臣が中小企
業・小規模事業者に対する
支援策に言及

中央最低賃金審議会の答
申において要望のあった、
業務改善助成金の対象事業
場拡大等について、加藤厚
生労働大臣は8月8日の記
者会見において、できるだ
け早期に行うよう検討を進
め、検討内容を踏まえて後
日発表したいと表明してい
ます。

シニア雇用に関する、シ
ニア・若手・経営者の思い

シニアの働き方に関し、シ

ニア自身、同僚となる若手、
雇用主である経営者等、それ
ぞれを対象とした個別の調
査はよく行われていますが、
それらを同時に行った調査
はあまり見かけません。

そのような中、特定非営利
活動法人YUVECの調査「シ
ニア雇用ならびにシニアの
働き方に関するアンケート」
は、調査対象それぞれの感じ
方が同時にわかる調査とな
っています。

◆経営者・シニアそれぞれの
考える問題点

初回となる2020年度調査
では、下記のような傾向（い
ずれも複数回答）が明らか
になりました。

○経営者が問題だと思うシ
ニアの資質

①自分のやり方、経験に拘
る(66.7%)、②ITに弱い
(37.0%)、③新しいことを
憶えてくれない(29.6%)、④
自分の経験を自慢する
(22.2%)

○シニアが感じている一般
的なシニアの問題点

①フルタイム勤務を嫌が
る(49.7%)、②ITに弱い
(39.9%)、③自分のやり方・
経験に拘る(39.9%)、④新し

いことを憶えない(17.5%)

この傾向は3回目となる
2022年度調査でもおおむね
同様で、経営者はシニアが考
えるほどフルタイムで働か
ないことを嫌ってはならず、
むしろ自分のやり方や経験
に拘ることを嫌っている点、
シニア自身の感じ方とは著
しい乖離があります。

◆若手・中堅が望むシニア像
一方、職場で同僚となる若
手・中堅層が望むシニア像
としては次のような回答が上
位に来ています(4位は同
率)。

①人柄がよい、②技術、経
験、業界(商品)知識、人脈
等会社に役立つ何かを持っ
ている、③自ら手を動かす、
④過去の事例に詳しく、自分
の仕事の役に立つ、④若手と
うまくコミュニケーション
ができる

人手不足感がますます強
まる中、シニアを特別視せ
ず、シニア雇用のメリットを
活かした職場づくりを考え
るにあたっては、このような
調査も参考としたいですね。

自然災害に備えましょう

◆頻発する豪雨等の自然災
害

近年、集中豪雨が各地で
発生しています。最近では
秋田県で記録的な大雨とな
り、広い範囲で被害が出ま
した。被害に遭ってから対
応するのは、事業継続の
難易度は格段に上がりま
す。自然災害に対し、様々
な観点から備えておくこと
が必要です。

企業防災を考えるときに
参考となるのが、内閣府が
公表している「事業継続ガ
イドライン—あらゆる危機
的事象を乗り越えるための
戦略と対応—(令和5年3
月)」です。まずは、これ
に沿って自社の方針を検討
していくとよいでしょう。

◆労働基準法や労働契約法
の取扱い

被災時に休業する場合な
ど、法的な取扱いはどうな
るのでしょうか。これにつ
いては、「自然災害時の事
業運営における労働基準法
や労働契約法の取扱いなど
に関するQ&A」が参考に
なります。災害を理由に休
業するとき、従業員が被災
し出勤できないときなど、
気になる事項への回答が示
されています。例えば、勤
め先は営業しているもの
の、従業員が避難所にて
通勤できない場合、出勤で

きないことのみを理由に解雇
するのは、「一般的には相当
でない」と考えられるとして
います(ただし、最終的には
個別の事情を総合的に勘案し
て判断される)。

経営においては、混乱の中
で迅速な判断を求められるこ
とがあります。会社と従業員
を守るためにも、いざという
ときに適切な判断ができるよ
う備えておきましょう。

12月よりアルコール検知
器によるアルコールチェ
ックが義務化されます

◆12月1日から義務化決定

現在、令和4年4月施行の
道路交通法の改正により、「白
ナンバー」車(自家用車)を
5台以上、または定員11人
以上の車を1台以上保有してい
る事業者は、運転の前後に目
視による酒気帯びの確認とそ
の記録の1年間の保管が義務
付けられています。しかし、
12月1日からは、アルコール
検知器によるアルコールチェ
ックが義務化されることが決
定しました。

酷暑が続いています。
引き続き熱中症にご
注意ください。